

第16回和光市景観審議会

令和7年10月15日（水） 第2委員会室

第16回和光市景観審議会			
開催日	令和7年10月15日(水)	開会時間	午前10時00分
会場	和光市役所 議会棟3階 第2委員会室	閉会時間	午前11時40分
委員の出欠	出席 岡田 智秀 村山 隆之 本橋 良吾 藤田 雅彦 田口(小栗) 知子 関口 泰典	欠席	事務局 都市整備部長 福田 順一 都市整備課長 渡邊 宗臣 都市整備課長補佐 村山 文人 都市整備課計画担当 主査 岡部 英明 主事補 篠浦 安里 傍聴者 0名
議案	(1) 前回審議会での主な意見と景観要素 (2) 景観計画の見直しについて (3) 新たな景観10選について		
都市整備課長	<p style="text-align: center;">議事</p> <p>定刻となりましたので、ただいまより第16回和光市景観審議会を開会いたします。和光市景観条例施行規則第36条第5項の規定により委員の半数以上が出席されておりますので、審議会は成立しております。</p> <p>また、現在のところ本日の審議会に傍聴を希望される方がいらっしゃいませんが、審議中に傍聴希望者がいらした場合は入室していただきますので予めご了承下さい。</p> <p>会議をはじめる前に、令和7年4月1日付で職員の人事異動がありましたので報告いたします。都市整備部部長として福田が配属され、都市整備課課長補佐兼計画担当統括主査に、村山が配属されました。どうぞよろしくお願ひいたします。</p> <p>開会にあたりまして、本来でしたら和光市長よりご挨拶申し上げるところですが、本日は用務のため不在ですので、福田都市整備部長が代理しご挨拶申し上げます。</p>		
都市整備部長	<p>市長が公務のため、本日の審議会に出席できませんので、代わりまして都市整備部長の福田が市長挨拶を代読させていただきます。本日はご多忙のところ、和光市景観審議会にご出席賜り、誠にありがとうございます。前回の審議会におきましては、皆様より忌憚のないご意見を頂戴し、厚く御礼申し上げます。また、日頃より本市の景観形成事業の推進にご尽力いただいておりますこと、重ねて感謝申し上げます。</p>		

さて、和光市駅周辺では、北口地区において、集中的に都市整備を進めており、現在、市街地再開発事業と、それに隣接する駅前広場整備の設計検討を行っています。

和光市の魅力を飛躍的に高めるためには、これらの取組と一体的に、景観形成に取り組むことが重要と考えていますので、和光市の魅力づくりに向けたご審議をお願いしたいと考えております。

最後に委員の皆様には、引き続き忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げ、挨拶とさせていただきます。

都市整備課長

続きまして、議事に入ります。本日の審議会では、「景観計画の見直しの方向性」を中心のご審議いただく予定です。また、「新たな景観10選」につきましては、6月から募集を開始していますので、その経過を報告させていただきます。

議事の進行を岡田会長に交代しますので、よろしくお願いいたします。

岡田会長

承知しました。本日は議題が3件ございますが、事務局に確認しましたところ、質問の多寡にもよりますが、1時間から1時間半程度の会議になると思いますので、皆様から忌憚のない意見をいただきつつ、円滑な進行にご協力いただけますと幸いでございます。

それでは、議事に入ります。議題（1）「前回審議会での主な意見と景観要素」について事務局から説明をお願いします。

事務局

本日の議題は3点です。議題（1）は「前回審議会での主な意見と景観要素」、議題（2）は「景観計画の見直しについて」、議題（3）は「新たな景観10選について」です。

議題（2）の「景観計画の見直しについて」には2つの論点があると考えています。一つは、景観計画に新たな景観要素として「賑わいや人々の活動」をどのように組み込むか。もう一つは、今後新たに整備される北口駅前広場を景観計画の「景観重要公共施設の整備に関する事項」に、どのように位置付けるかです。

議題（3）の「新たな景観10選について」は、募集を始めていますが、効果的な募集方法と今後審査するまでの課題を中心にご議論いただければと思います。

次に、今後のスケジュールの概要を説明します。

景観計画は、令和9年3月に改訂版の公表を予定していますので、審議会では、今回を含めて3回ご審議いただければと思います。その後にパブリックコメントや都市計画審議会での意見聴取を経て公表することを考えています。

景観10選については、次回審議会で審査方法やPR方法をご議論いただいた上で、次回の令和8年7月予定の審議会で選定するスケジュールを考えています。

前置きが長くなりましたが、それでは、議題（1）の前回審議会での主な意見について、振り返りたいと思います。

前回審議会では、主に、4つの項目についてご意見をいただきました。

一つは河川について。和光市は川のあるまちがキーワードであり、川で子供たちが遊ぶ姿も景観計画のコンテンツであるということ。

緑については、量だけでなく、効果的な配置がポイント。

公開空地は、にぎわいの場として重要。

また、無電柱化も景観計画の重要な視点であるというご意見をいただきました。

その他、良好な景観のイメージとして、「にぎわい・活動関連」では、川、お祭り、イベントなど。「ハード関連」では、遺跡、高層住宅、坂が特徴的とのご意見がありました。

次に、これらご意見に関連する資料を整理しましたので紹介します。

はじめに、「地形」です。和光市は市域の南側から北側の荒川に向かって地形が低くなっています。川沿いでは、がくんと窪んでいる地形になっています。高低差は20～30m程度あります。

次に、「河川・水」です。和光市は川で囲まれているような構成ですが、特に、越戸川では川遊びがさかんで、川に関する団体も3団体ございます。ただし、白子川、谷中川の大部分は、コンクリート三面張りの構造になっているという状況です。

次に、「緑」です。和光市の自然的土地利用は、50年前から40%ほど減少しており、現在では市域の20%弱になっております。市のみどりの基本計画でも、残されている緑のあるエリアを重点的に保全していく計画になっています。これらのことから、都市空間における緑も量ではなく、より人々の目に入り、ふれあいやすいなどの配置上の工夫が必要な状況がうかがえます。

次に、「歴史資源」についてですが、神社や遺跡などが、一定のエリアにまとまって残っています。

次に、和光市の地形に由来する坂道について整理しました。坂の名前がついている道路を図示すると資料1の8ページのようになります。当然ながら高低差のある縁辺部に坂道が多くあります。

写真でみると、このような感じで、シーケンスが楽しめ、歩くと楽しそうな坂道が残っています。名称も滝坂、くらやみ坂、天王様の坂などが特徴的です。

また、年間を通して、祭り・イベントなどが開催されており、多くの人にぎわいます。

さらに、市役所周辺の西大和団地は、建て替えにより、中層ビルの足元が綺麗なオープンスペースになっています。ただ、現状では、あまり活用されていない状況です。

以上、前回いただいたご意見をもとに、関連する資料を紹介させていただきましたので、議題（2）、議題（3）を議論する上での参考にしていただければと思います。

岡田会長

この審議会での目下のターゲットは、景観計画の改訂と新たな景観10選の選定となっています。前回の審議会では、委員の皆様に和光市内の特徴的な景観について意見を出してください、資料1にその内容が整理されていますが、委員の皆様の意見が反映されていると思います。

和光市は「地域の骨格」が特徴的です。「地域の骨格」とは景観の専門用語で、河川や坂などの地形による部分をそう呼ぶのですが、「地域の骨格」とその上に現出する建築物やイベント・にぎわい、大きく分けて2つが整理されたと理解しました。

資料1の内容で委員の皆様からの意見のとりこぼしがないかを確認していただきたいということが事務局の意向になります。ここでの意見が次の議題である景観計画の見直しにも繋がってくると思いますので、忌憚のないご意見をお寄せいただきたいと思いますがいかがでしょうか。

岡田会長

委員の皆様に考えていただいている間に、私から意見を申し上げます。坂の魅力はすごく重要で、和光市を特徴付ける大きな財産だと思います。事務局からの事前説明の際、坂を掘り下げると良いのではないかと提案させていただき、現地まで行って写真を撮っていただいて感謝申し上げますが、写真だけでは分かりづらいので、坂道の由来をまとめた一覧表を作成していただければと思います。地名は土地柄や文化を理解するための遺跡と言われています。地名が付けば意味が付与され、人間の寿命より長い間継承される財産になるので、一覧表には景観に絡むような解説を入れていただくと良いと思います。

議題（2）で意見を申し上げようと思っていますが、現在の景観計画は、小説のように文章だけが先歩きしてしまい、明らかに現地の写真が少なすぎます。景観とは目に映る現象を指すので、視覚的に景観の面白さや魅力が伝えられると良く、その前段としてまずは坂に注目しました。

岡田会長

今回はご意見なれば先に進ませていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。来年3月の審議会では、景観計画の改訂素案が示されると思いますので、またそのときにご意見をいただければと思います。事務局には資料1をベースに、景観要素を景観計画の改訂素案の中に落とし込んでいただくようにお願いいたします。

岡田会長

議事を進めます。議題（2）「景観計画の見直しについて」事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは、議題（2）の「景観計画の見直し」について、説明させていただきます。はじめに、見直しの方向性です。

見直し内容は大きく3点あります。

一つ目は、上位・関連計画と整合を図ることです。景観計画の策定から10年以上たつてますので、現在の上位・関連計画の内容に整合させていくものです。

二つ目は、都市化の進展にあわせた見直しで、駅周辺や市域北側での市街地整備を組み込んでいきます。

三つ目は、新たな景観要素を追加していきます。具体的には、賑わいや人々の活動もひ

とつの景観ととらえて計画に位置付けていく予定です。

次に、景観計画の見直しの内容は、目次のとおりですが、赤字部分の方針に関するを中心見直すことを考えています。見直しをしないのは、基準などです。

赤字の部分について、どのように見直すかについて、現段階での考え方を順次説明していきます。

はじめに、序章の「3 計画の位置づけ」は、最新の上位・関連計画と整合させます。

次に、同じく序章の「4 本市における“景観づくり”」については概念図のとおりですが、ここで「賑わいや人々の活動」を景観要素として位置付けたいと考えています。

次に、第2章の「2 景観づくりの基本方針」においても同じく、「賑わいや人々の活動」を位置付けていきます。現在の景観計画では、歴史や文化の伝承を中心とした方針でしたが、この内容を2つに分けることで、新たな景観要素を追加していきたいと考えています。一つ目は、市民による身近な景観づくり、二つ目は、歴史や文化の継承に加えて、歴史的なまつりや現代型のイベントによるにぎわいづくりも景観づくりとして位置付けたいと考えています。

次に、第2章の「3 景観づくりの方針」の見直し内容についてご説明します。この方針で見直す項目は3点あります。

一つ目の見直しとして、「北側低地」については、現在の景観計画では川と農地のみが強調されていますが、産業立地が進んでいるエリアと農地が広がるエリアが隣接して存在していますので、「農地と産業エリアが調和した安らぎと賑わいある景観を形成する」という方針に見直すことを考えています。景観づくりのイメージとしては、現在の和光市景観計画の手引き（基準編）にあるとおり、産業系の建物周辺に植栽を配置することや、建物外壁の色を低彩度にするなどです。

二つ目の見直しとして、「鉄道沿南台地」については、「にぎわいのある市街地景観」という位置付けでしたが、ここではエリア及び名称の変更を考えています。具体的には、駅北側で市街地整備が進んでいますので、駅の南北を含めたエリアに変更し、駅周辺で「にぎわいある市街地景観」を展開していくことを考えています。特に、和光市駅北口では、市街地再開発事業にあわせてオープンスペースが約800m²生み出される予定ですので、これらを活用したにぎわい利用が景観要素の一つになるとと考えています。

三つ目の見直しとして、新たに「河川空間」を加えることを考えています。すべての河川空間ではありませんが、自然と賑わいが一体となった景観づくりを位置付けることを考えています。

次に、第2章「3 景観づくりの方針」の「（4）景観拠点の形成」については、新たな拠点の追加を考えています。具体的には、市域北側での「産業景観の拠点」です。

拠点については、景観づくりというハード中心の取組ではなく、「景観まちづくり」として、よりソフト的な取組も含めた位置付けにしたいと考えております。「産業景観の拠点」には、「産業活動の活性化に資する景観まちづくり」という方針を掲げる予定ですが、

この方針はイメージしにくいと思いますので、少し説明させていただきます。現在、このエリアでは、産業・物流ゾーンの強化を目指し、土地区画整理事業を推進していますが、単なる産業拠点だけではなく、「イノベーション×ウェルネス」をコンセプトに、官民が協働し、賑わいあふれる魅力的なエリアづくりを目指しています。また、この地域では地域資源も点在していますので、それらを活かしながら景観まちづくりに取り組んでいたらと考えています。

次に、第2章の「4 ゾーン別の景観形成方針」は、ゾーン設定を抜本的に変更したいと考えていますので、次回審議会までに整理して提示いたします。

最後に、第6章の「景観重要公共施設の整備に関する事項」については、極めて重要と考えています。ここでは、行政が主導して景観形成に取り組む施設として南北の駅前広場及びそれに接続する道路を位置付けており、無電柱化も進めることとしています。今回の見直しでは、新たに整備する北口駅前広場周辺において、オープンスペースを活用した賑わいづくりと市街地再開発事業が一体となった景観づくりを位置付けたいと考えています。また、シンボルロードについては、樹林公園まで延伸して位置付けたいと考えています。

議題（2）についての説明は以上になります。

岡田会長

事務局提案として、景観計画の見直し方針をご説明いただきましたが、論点を整理するために、お伺いしたいことがあります。

資料2の7ページに、基本方針にぎわいをどう入れるかの提案がありましたが、「（2）生活・暮らしに根ざし、歴史・文化の伝承や地域の交流を通じた景観づくり」を「（2）生活・暮らしに根ざした景観づくり」と「（3）歴史・文化の伝承や地域の交流を通じた景観づくり」に分けたことで、「（2）生活・暮らしに根ざした景観づくり」と「（4）市民、事業者及び市の協働による景観づくり」の違いがよく分からなかったのですが、この整理は大丈夫ですか。

事務局

「（4）市民、事業者及び市の協働による景観づくり」は、現在の景観計画の16ページに「市民、事業者及び市の各主体がそれぞれの役割を果たしながら、三者の協働による景観づくりを目指します。」と説明文を記載していますが、漠然とした内容のため、「（2）生活・暮らしに根ざした景観づくり」でもう少し具体的な意味を付与したほうが良いのではないかと考えています。

岡田会長

「（2）生活・暮らしに根ざした景観づくり」と「（4）市民、事業者及び市の協働による景観づくり」に分かれていること自体は悪くないのですが、（2）は現在の景観計画の16ページに「地域でのコミュニティ活動や地域文化の保存活動」と説明文が記載されています。それらの活動にも行政の支援が必要なので、（2）と（4）の違いが明確に分

かるような説明文が必要だと思います。

また、現在の景観計画の「（3）市民生活及び産業活動の活性化に資する景観づくり」における産業活動とは、資料2の10ページの物流施設のようなものをターゲットにしているのでしょうか。農業も産業の一つだと思いますので、どのような産業を意図しているのか教えてください。

事務局

現在の景観計画では16ページに記載されている以上の言及はないのですが、今回の景観計画の改訂にあたっては、農業も含めた産業活動の活性化として、北川低地ゾーンにおいて一体的な景観まちづくりを展開していきたいと考えております。

岡田会長

産業と農業を一体的にとはどのようなことなのでしょうか。このエリアは産業と農業が共存しているのですか。

事務局

資料2の10ページのよう、産業エリアと農業エリアが隣接して広がっています。このエリアを産業景観の拠点とすることで、現在の景観計画の「（3）市民生活及び産業活動の活性化に資する景観づくり」がイメージできるようになると考えています。

岡田会長

冒頭の話に戻りますが、景観づくりの基本方針のそれぞれの項目にも該当する写真を加える必要があります。また、写真の解説を入れることで、説明文では書ききれない具体的なイメージを示すことができるので、計画改訂の重要事項として捉えていただきたい。写真と解説を加えることで、（2）と（4）の違いが明確になるし、（3）の産業と農業の共存がイメージできるようになると思います。

事務局

分かりました。

岡田会長

資料2の23ページの景観重要公共施設とする道路は、市道に指定されているということでしょうか。

事務局

市道に指定されています。

岡田会長

景観重要公共施設に位置付ける最大のメリットは、国道や県道を整備する際に、市が国や県と対等の立場で協議ができます。市道に指定されているのであれば、市の計画で整備することはできます。景観重点地区ではなく景観重要公共施設に位置付けた経緯が分かれば教えていただけますでしょうか。

事務局

過去の資料を見ても景観重要公共施設に位置付けた理由は触れられていないため、経緯は分かりません。市内の拠点的な場所として位置付けたと思われます。

岡田会長

地区というより線上に続いていくものため、市道に指定されていても、市の思いを反映させたのかなと思います。過去の経緯から進んできているものなので、景観重要公共施設はそのまま維持することで良いですが、道路整備や無電柱化だけでなく、沿道建築物との取り合いがどうあるべきか、整備方針に記載することが重要です。資料1に掲載されている西大和団地のオープンスペース、景観用語では「中間領域」と言いますが、屋内空間でも屋外空間でもない建築物と道路の間のスペースでにぎわいを創出することを記載しておかないと、建築物の所有者は自分の敷地に他人を入れたくないで、木を植えるなどして人を寄せ付けないスペースになってしまいます。そうなると、にぎわいづくりのスペースが失われかねません。

事務局

分かりました。

岡田会長

私からは以上ですが、委員の皆様から何か気づきの点はございますでしょうか。

関口委員

景観計画を改訂するにあたり、最終的には上位・関連計画との整合を図る必要があると思います。

計画改訂においてこれから考えていく必要があることは、景観重要公共施設の整備方針やそれに伴う建築物のあり方ですが、総合振興計画では、シビックプライドを醸成することが目的となっています。

また、都市計画マスターplanでは、小学校区を基本とした地域コミュニティを考慮して地域区分を行いました。議題（1）で地形の話がありましたが、和光市は武蔵野台地の周縁部で、南側が高く北に行けば行くほど低く河川が広がっています。つまり、土地区画整理事業が始まった和光北インター東部地区は荒川の堆積地です。

それに関して立地適正化計画では、和光北インター東部地区は、基本的には都市機能誘導区域及び居住誘導区域から外れており、駅北口地区も含め駅周辺のエリアを市の中心とする、コンパクトな都市づくりを目指すものです。

総合振興計画と都市計画マスターplan、立地適正化計画のバランスが微妙に噛み合っていないのが現状だと思います。土地区画整理事業はあくまでも都市基盤を整備する事業であって、景観計画では都市基盤上の建築物についても考えていく必要があるので、その辺のバランスも取って落とし込みがければ良いと思います。

岡田会長

論点を整理すると、上位・関連計画の不整合が見えている中で、景観計画は上位・関連計画とどのように整合を図るのか、この審議会では景観計画に絞ってお答えいただくこと

が大切だと思いますが、事務局はどうお考えでしょうか。

事務局

答えになつていなかかもしれません、景観計画の改訂にあたつては、総合振興計画で謳つてゐるシビックプライドを、具体的にどのように落とし込んでいくかということだと考えています。

岡田会長

関口委員の話を聞きし、上位計画のキーワードを景観計画の見直しに反映させる方法もあると思いました。景観計画の改訂において事務局で力を入れようとしているのは、賑わいや人々の活動ですが、それはシビックプライドとも言えます。シビックプライドの醸成に繋がるのは賑わいや人々の活動であり、賑わいや人々の活動の場として中間領域の整備を景観計画に記載する。どの程度まで活用するのかという問題はありますが、このような方法もあると思います。

藤田委員

資料2の8ページに「荒川沿いの低地部に広がる農地と産業エリアが調和」とあります
が、現地を見ると農地の中に建築資材置き場や大型トラック等の駐車場が虫食い的にでき
ています。個人所有の土地なのでやむを得ないとは思いますが、調和のとれた景観を維持
していくために、農地の維持施策はあるのでしょうか。

事務局

北側低地ゾーンは都市計画的には市街化調整区域となっており、都市計画的な対応は難
しい状況です。農地の問題は市の農政部局にも関連しますので、景観計画の改訂とあわせ
て、どのようなことができるのか農政部局とも議論していく必要があると考えています。

岡田会長

農政部局は虫食い状態への手当として、何か考えているのでしょうか。

事務局

こちらで把握している限りでは、手当ではないと思われます。

岡田会長

私は埼玉県内のいくつかの市で景観計画に携わっていますが、同様の問題はどうしても
出てきてしまいます。廃棄物置き場などになり、メタリックなコンテナが設置されるとと
ても目立ってしまいます。

藤田委員

私は農業委員会の委員だったこともあるのですが、後継者がいないことを理由に農地転
用の申請が出され、次々に建設されていくのが現状です。

事務局

隣接する板橋区の荒川沿いはすべて市街化区域で、廃棄物関連の施設が立地できな
いようになっているため、和光市にそのような施設ができていると聞いています。

岡田会長	施設ができてしまうのは仕方がないので、どのように修景するかなど、手当ての仕方もあると思うので、今後の配慮事項として検討していただければと思います。
岡田会長	また、開発が進む駅北口周辺はまちの玄関口なので、通勤通学で帰ってきた人の心を癒すような、温かみのある照明計画の事例を入れていただくと良いと思います。
事務局	分かりました。
岡田会長	事務局から議題（2）の中で議論いただきたいことの一つが、新たな景観要素として賑わいや人々の活動を景観計画の中に組み込みたいということでした。そのために景観づくりの基本方針「（2）生活・暮らしに根ざし、歴史・文化の伝承や地域の交流を通じた景観づくり」を2つに分け、「（3）歴史・文化の伝承や地域の交流を通じた景観づくり」の説明文として「まつりやイベントの特性を共有し、季節感ある賑わいにあふれたまつりやイベントの景観の保全・創造を目指します」と記載することに対して、委員の皆様から異論はございませんでした。
	もう一つは、景観重要公共施設に北口駅前広場をどのように組み込むかということでした。これについては、北口駅前広場を含めた道路と建築物との取り合いを配慮いただきたいことを私からお話ししました。特にぎわいが損なわれるような植栽の配置を控えていただくことが景観形成上は重要で、視覚的に効果的な場所に緑を配置するのは良いですが、人の活動を妨げる位置に配置されると本末転倒です。そのあたりのイメージが分かるように記載していただくと良いと思います。
岡田会長	今の件も含めまして、原案どおり進めていくことでお認めいただけますでしょうか。全体を通して委員の皆様に意見をお伺いする時間を設けますので、次の議事に進めたいと思います。議題（3）「新たな景観10選について」事務局から説明をお願いします。
事務局	それでは、「新たな和光市景観10選について」応募状況の中間報告をさせていただきます。
	最初に、応募概要についてです。応募期間は、前回の審議会でのご意見を踏まえ、1年間とし、春・夏の景観と、秋・冬の景観に分けて募集をしています。春・夏の応募期間は令和7年6月1日から9月30日までで、すでに応募期間は終了しました。秋・冬は、令和7年10月1日から応募を開始し、令和8年5月31日までを応募期間としています。
	応募対象は、「あなたの身近にある、とっておきの和光市の景観」であり、内容は大きく二つに分かれます。一つ目は、自然や施設などの都市景観です。例えば、田園や河川、緑地といった自然景観、また街並みや道路沿道、歴史的風景などの都市的景観が該当します。二つ目は、人が生み出した景観です。例えば、夏まつりや街なかコンサート、花いっ

ぱい活動などが挙げられます。

応募方法は4種類あり、前回の審議会でのご意見を踏まえ、デジタルとアナログの手段を併用しています。市の公式LINEからの応募、ハッシュタグを付けてのインスタグラムやXへの写真投稿、市の電子申請サービスからの応募、そして応募用紙の持参または郵送です。インスタグラムやXへ投稿する際のハッシュタグは、前回の審議会でのご意見を踏まえ、「景観わこう2025」「みんなに教えたい和光の景観2025」「いいとこあるやんわこう2025」「あなたの好きな和光の風景2025」「ほっこりわこう2025」としました。

景観10選応募を周知するための広報方法としては、広報わこうへの掲載、市のホームページや公式LINE・Xでの発信、さらに図書館や公民館、出張所など公共施設へのチラシ設置を行っています。また、地域の話題や行事などの報告や取材、広報紙への投稿を行っていただいている「まちの見聞特派員」さんや、写真サークルなどの公民館利用団体に、チラシの配布を行いました。さらに、公園で美化活動など行っていただく公園センターの育成を図るため実施している「みどりのパートナー養成講座」においてチラシの配布を行いました。

次に、応募状況についてです。春・夏の景観に対しては、7名から14件の応募がありました。応募対象別では、自然・施設等の都市景観が14件で、人が生み出した景観への応募はありませんでした。応募方法別では、LINEからの応募が4件、電子申請が3件、紙媒体での応募が7件であり、インスタグラム・Xへの投稿、電子申請サービスからの応募はありませんでした。秋・冬の景観に対しては、昨日令和7年10月14日時点で、残念ながらまだ応募はありません。

応募いただいた写真をご紹介します。春・夏の写真です。写真の下の文字は応募いただいた方が付けたタイトルになります。左上から、「都市の隙間に、時の止まった場所」「雨上がりの虹」「サンアゼリア通り沿いの桜」「樹林公園のコキア」「コキア」「みなみのお庭」「みんなのコミュニティガーデン」「芝桜」「桜並木」「長照寺と枝垂れ」「八重桜」「外環通り沿いの花壇に咲くボランティアが育てた芝」「夏の樹林公園・芝生広場」「夏の樹林公園（サイクリング途中、木陰でひと休み）」です。秋・冬の写真は、先ほど申しあげたとおり、まだ応募はありません。

今後のスケジュールですが、令和8年3月に予定している次回の第17回景観審議会では、審査方法とPR方法を決定したいと考えています。また、応募概要でもご説明しましたが、秋・冬の景観の応募締切は令和8年5月31日までとなっています。その後、応募写真の整理と審査資料を作成し、和8年7月に開催を予定している第18回景観審議会において、委員の皆様に審査をしていただき、新たな景観10選を選出します。新たな景観10選の公表は、令和8年8月を予定しています。

応募や審査に係る課題についてですが、「新たな景観10選」には、これまでに14件の応募をいただいています。今後はさらに応募を促進したいと考えており、特に「人が生

み出した景観」への応募をお願いしたいと思っています。市では、活動団体への一層の働きかけや、前回の審議会でのご意見を踏まえ表彰の実施なども検討していますが、委員の皆様からも、応募を広げるための効果的なアイデアをぜひお寄せいただければ幸いです。また、応募の際には、写真のタイトルと撮影場所を応募用紙等に記入いただいているが、審査する際には、写真とタイトルだけでは比較が難しく、撮影場所も大まかで位置が分かれにくいと思います。そのため、①地図での位置特定、②項目分けによる分類整理、③解説文の補足を進めたいと考えており、サンプルとなる資料も作成しました。この資料の方向性に加え、審査にあたり重視すべき視点や評価の観点についても、ご意見をいただければ幸いです。また、平成の和光市景観10選や、景観重要建造物及び景観重要樹木を「新たな景観10選」の選定対象にするかどうかについても、ご意見をいただければ幸いです。

最後に参考として、平成の和光市景観10選と景観重要建造物・景観重要樹木についてご紹介します。平成の和光市景観10選は、平成22年7月1日から9月15日までの応募期間で、「和光市内で魅力を感じ、今後も残したいと思う景観」を対象にしました。応募方法は応募用紙の持参・郵送、メール送付で、18名から47件の応募がありました。審査は平成22年10月1日の第1回景観審議会で行われ、事前に各委員が10件の写真を選定し、1件1点で得点化。合計得点の高い10箇所が「10選」に選出されました。

平成の和光市景観10選の写真をご紹介します。左上から、「大阪ふれあいの森」「熊野神社」「越戸川・赤池親水公園」「幸魂大橋」「白子宿の象徴、佐和屋」「新河岸川」「長照寺の大いちょう」「新倉ふるさと民家園」「春の越後山」「みどりの木かげ道」です。

また、景観重要建造物は2件、景観重要樹木は1件が指定されています。新倉ふるさと民家園と長照寺の大いちょうは、平成の和光市景観10選にも選定されています。第四小学校C1285蒸気機関車は、1934年に製造されたもので、1970年から半世紀以上に渡り、第四小学校の校庭に配置されているものです。

議題（3）についての説明は以上となります。

岡田会長

特に議論していただきたいポイントは、応募を促進するための募集方法と、審査方法でよろしいでしょうか。

事務局

今まで14件の応募がありますが、平成の和光市景観10選の応募件数と比べても少なく、人が生み出した景観への応募はない状況ですので、全体の応募件数を増やすとともに、特に、人が生み出した景観への応募を促進する方法について、ご議論いただければと思います。

また、審査方法は次回の審議会で決定したいと考えていますが、審査する上でどのような視点が必要かなど、現時点でのご意見をいただければと思います。

岡田会長	審査方法については、応募件数がもっと集まらないと何とも言えないと思います。サンプル数が増えないと分類もできないですし、解説を入れるにしても応募が100件来てしまったら大変な労力になってしまいますので、応募件数が集まった段階、次回の審議会で議論るのはいかがでしょうか。
事務局	そのようにさせていただければと思います。
岡田会長	そうすると、応募件数を増やさないといけないということで、事務局としても悪戦苦闘中ですが、委員の皆様からもお知恵をください。
藤田委員	私は商工会を代表して出席させていただいておりますので、商工会の会員の皆様にチラシを配布できるか検討させていただきたいと思います。
岡田会長	ありがとうございます。個人的な声掛けが功を奏するかもしれません。 事務局案として活動団体への働きかけということがありましたら、どのような状況でしょうか。
事務局	資料3の4ページでご説明したとおり、「まちの見聞特派員」さんや公民館利用団体などに個別にチラシ配布を行った結果、いくつか応募をいただいている。
岡田会長	表彰を行うとなると自作自演ではないかという声が出てくる心配はありますが、市役所内への呼びかけは行わないのでしょうか。市の職員は実はすごく市内を見ていて、自覚がなくても日々の業務で良く知っています。また、景観形成には行政の意識啓発が大事で、教育関係でいえば、景観学習により郷土愛を育む取組、学校建設にあたって派手な色を使わないことや緑との調和に配慮することも景観形成です。行政側の景観形成の機運を高めるためにも市役所内にも応募を募ってみてはどうかと思います。
事務局	会長のおっしゃるとおり、市職員は広く和光市内で活動しており、職員ならではの視点も持っていると思いますので、市職員への呼びかけも検討したいと思います。
岡田会長	何か支障があればその限りではありませんが、ご検討ください。
関口委員	現在の景観計画の中にも「協働による景観づくり」という言葉が入っています。既存の樹林公園のフレームを切り取る美しさもありますが、私も関わっているみなみのお庭のように、市民の方々がまちづくりに関わっている「協働」という視点も加味した方が良いと思いますがいかがでしょうか。

事務局

応募対象のひとつである「人が生み出した景観」は、協働のまちづくりも含めた人々の活動によって生まれた景観のことですが、まだ応募いただけておりません。市役所窓口に直接写真をお持ちいただいた方に「人が生み出した景観」の写真についても応募をお願いしたところ、プライバシーの関係から第三者としてそのような写真を撮影することは難しいとのことでした。

岡田会長

やはり市役所内にも応募を募った方が良いと思います。あわせて、引き続き活動団体などへの働きかけ、藤田委員からご提案のあった商工会の会員の皆様へのチラシ配布を行っていただきたいと思います。

審査方法については、応募件数がもっと集まった段階で議論するということでご承認いただけますでしょうか。特にご意見なければ先に進めさせていただきたいと思います。

岡田会長

委員の皆様には議題（1）からご議論いただきましたが、全体を通してお気づきの点がございましたら意見を賜りたいと思いますが、いかがでしょうか。

岡田会長

私から景観計画の見直しに対して共有しておきたいことは、繰り返しになりますが、活字よりもイメージ写真先行で、特に写真の解説文で各項目の真意が伝わるように配慮していただきたいということです。現在の景観計画の18ページから20ページにイメージスケッチが掲載されていますが、解説文がなくただイメージスケッチが貼ってあるだけでは、読み手に内容が伝わらないと思います。

また、景観形成は官民連携なので、民としてはどのような役割を果たせて、行政としてどのような役割が望まれるのか、民側に向けたメッセージと官側に向けたメッセージを解説文の中でしっかりと分けていただきたいと考えています。

そして、資料1でまとめていただいているが、委員の皆様の意見が大事なので、できるだけとりこぼしなく、景観計画に反映していただきたいと思います。

次回の審議会は年明けに開催する予定ですが、その前に会長と事務局で計画の構成について打合せの機会を設けたいと思いますのでご了承いただけますでしょうか。委員の皆様ご意見を頂戴したい場合は、事務局からお伺いしますので、その際にはご協力よろしくお願ひいたします。

岡田会長

以上で本日の議題はすべて終了しました。委員の皆様には慎重な審議をいただきありがとうございました。

それでは、以降の進行は事務局に戻したいと思います。

事務局

先ほど会長からご意見いただいた計画の構成についての打合せ等については、今後調整

させていただければと思います。また、次回の景観審議会は、令和8年3月を予定しております。詳細な開催日時については、改めてご連絡差し上げますので、よろしくお願いたします。

都市整備課長

それでは以上をもちまして、本日の審議会を終了したいと思います。委員の皆様、長時間にわたりご苦労様でした。ありがとうございました。